地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

長与町の令和3年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途は、下記のとおりです。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　546,699 千円

（歳出）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策に要する経費　3,378,969 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	982,753	707,599	0	0	91,460	183,694
	児童福祉事業	1,074,259	772,203	0	1,059	100,050	200,947
	母子福祉事業	14,447	7,221	0	0	2,402	4,824
	高齢者福祉事業	22,243	1,265	0	1,603	6,440	12,935
	小　計	2,093,702	1,488,288	0	2,662	200,352	402,400
社会保険	国民健康保険事業	214,330	146,983	0	0	22,386	44,961
	介護保険事業	339,820	20,492	0	0	106,143	213,185
	後期高齢者医療事業	513,535	69,200	0	0	147,695	296,640
	小　計	1,067,685	236,675	0	0	276,224	554,786
保健衛生	医療提供体制確保事業	9,267	0	0	0	3,080	6,187
	疾病予防対策事業	119,307	2,824	0	0	38,718	77,765
	母子保健事業	35,591	1,757	0	38	11,234	22,562
	健康増進事業	53,417	2,000	0	0	17,091	34,326
	小　計	217,582	6,581	0	38	70,123	140,840
合　計		3,378,969	1,731,544	0	2,700	546,699	1,098,026